

部活動指導計画

1 教育目標との関連

- (1) 各種の活動を通して、心身の調和のとれた発達を図りながら、個性の伸長と強健な身体や強い意志を育てる。
- (2) 忍耐力、公正、友愛、共働等の規律ある態度を養う。
- (3) スポーツや音楽活動、文化的活動を通して、望ましい生活習慣をつくり、学習面などの他の活動に反映させる。

2 目 標

- (1) スポーツや音楽活動、文化的活動の実践を通して、正しい知識や技能を身に付けさせる。
- (2) 望ましい集団活動の経験を通して、教師と生徒、生徒相互に深い人間的な触れあいをもたせる。

3 留意事項

- (1) 部活動には原則として全生徒が参加する。(放課後の時間帯にスポーツクラブや習い事に通い、自己研鑽のために活動している生徒はこの限りでない。)
- (2) 生徒の心身の状態を確認しながら活動を行い、生徒の負担過重とならないように、水曜日と日曜日に関しては休養日とする。(ただし、指定曜日に休養日が取れない場合はその代替となる休養日を平日に必ず設ける。)
- (3) 日曜日に大会等が実施される場合は、学校長の承認を得てから所定の手続きを行い参加する。
- (4) 健康・安全に留意するとともに、常に施設や設備、用具の安全点検を行い、整理整頓を心がけ事故防止に努める。
- (5) 練習時間を厳守し、お互いに協力して活動させる。

4 設置部名及び指導教師と活動場所

部 名	指 導 教 師	活 動 場 所
バスケットボール男子		体育館
バスケットボール女子		体育館
バレーボール女子		体育館
卓 球		体育館
音 楽		音楽室 視聴覚室 他
文 芸		美術室
特設陸上		校庭・体育館
特設駅伝		校庭・体育館
特設合唱		音楽室 視聴覚室 他
特設サッカー部		校庭

5 実施上のきまり

(1) 活動日

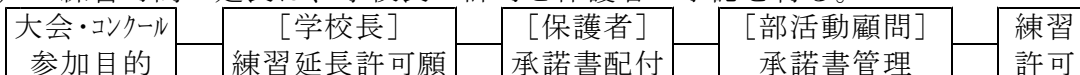
- ① 水曜日以外の平日の放課後と土曜日とする(土曜授業日は、その日の放課後)。原則的に水曜日と日曜日は休養日とする(大会・講習会等が実施される時には、事前に学校長の許可を得てから参加)。ただし、行事その他の事情・会議等により活動を中止することがある。
- ② 活動時間は、平日2時間程度、休日は3時間程度の練習とする。
- ③ 部活動顧問は月ごとの活動計画を作成し、全職員に内容を周知する。
- ④ 原則として、顧問教師が不在の時は活動を行わない。

(2) 活動時間

4月1日～ 9月30日	平日 18:15まで	18:30完全下校
※この期間の5校時	17:30	17:45
10月1日～10月31日	17:30	17:45
11月1日～11月30日	17:15	17:30
12月1日～ 1月31日	17:00	17:15
2月1日～ 2月28日	17:15	17:30
3月1日～ 3月31日	17:30	17:45

※ただし、対外試合等で移動が長引いたり、大会日程の都合の際はこの限りでない。
 ※新入生は、4月中の仮入部期間中の活動時間は17:00まで活動、17:15完全下校とする。

(3) 練習時間の延長は、学校長の許可と保護者の承認を得る。



6 生徒指導上の注意事項

- (1) 各部への入退部は毎年1回、4月に部活動編成を行い顧問教師への届出受理によって認められる。
- (2) 年度途中の転部については、原則として認めない。但し、顧問教師が本人の意志、健康を十分に考慮し、担任・保護者とも相談の上適切な処置と指導を行う必要があるときに認める。
- (3) 部活動の統廃合については、以下の基準に則って行う。
 - ① 団体種目のみの運動部については、中体連新人大会において部員数が団体種目の正式メンバー数に満たない状況が2年間継続した場合には、翌年度の1年生の募集は行わない。なお、翌年度の総合大会で合同チームとして出場が可能な場合は、特設部としての活動を大会終了まで可能とする。
 - ② 個人種目のある運動部については、毎日の活動が適正にできる最少人数(2名程度)が確保できない場合には同様の措置をとる。
- (4) 顧問教師は、部活動生徒の生徒指導に万全を期す。
- (5) 部活動終了後は、練習用具・楽器などの整理整頓に努め、活動場所の清掃、戸締まりを確実にを行う。
- (6) 練習試合の際は、事前に「練習試合参加計画」を各顧問が作成し学校長の承認を得る。また、週休日に活動する場合も学校長の許可を得る。
- (7) 定期テスト前3日間は、原則として部活動を行わない。
- (8) 土・日曜日、祝日及び長期休業中の活動時は、運動着で登下校してもよい。
- (9) 3年生が引退後、高校入試などの関係で一時的に部活動に参加しなければならないときは、「部活動特別許可願」を学級担任を通して提出し、校長の許可を得る。また、スポーツや文化活動で入試を合格した生徒についても、希望があれば部活動への参加を認めることがある。その際も「部活動特別許可願」を提出し、校長の判断を仰ぐ。
- (10) その他必要な事項が生じた場合には、部活動顧問会を開催して協議し、問題の解決にあたる。
- (11) 各部活動の部長をもって、部長会を設定し、部活動での諸問題を解決したり、活動を活性化したりする。